
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は、全員の8人です。
定足数に達しておりますので、これから会議を再開いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「委員会報告」
議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。
我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和3年下川町議会定例会3月定例会議の運営について、3月16日及び17日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について、御報告いたします。

当日は、今定例会議最終日の追加提案予定事項について審議を行いました。

議会提案の追加件数は12件で、内容は、委員会報告1件、委員会審査報告9件、決議2件であります。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。議会提案の12件については、提案日に本会議において報告、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） 以上で委員会報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 議案第53号「下川町公共施設等総合管理計画について」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第53号 下川町公共施設等総合管理計画について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

審査に当たり、総務課長などから、改定計画案により説明を受けました。

今回の主な改正内容は、将来的に見込みのない施設や老朽化が著しい施設で、住民生活に影響がない施設を中心に整理を行い、計画期間内における公共施設保有量の削減目標値を設定しているものです。

委員からの質疑では、「作成に当たって、総務省通知があつて、どういうプロセスで作成したのか。各課と協議したのか。基本方針があつて、基準を示して挙げたのか。作成に際し委託したのか。」に対し、「株式会社 吉岡経営センターに委託している。固定資産台帳の整備をしている業者であり、委託料は190万円である。令和元年9月10日と令和2

年7月7日に行政改革推進本部会議で方針を示した。各担当課で施設カルテを作成しており、更新見直しに当たっては施設カルテを作成して、そのカルテに基づいて本計画を立てている。計画の策定に当たって、よく確認しないとイケない施設はヒアリングをしている。」との答弁があり、また、委員から、「委託業者と関係課とのヒアリングはしたのか。将来的なことも考えて、課の将来展望が反映されているか。」に対しては、「各課と委託業者は直接のやり取りはしていない。施設カルテを作成し、それでヒアリングを行い、それを使用して委託業者とのやり取りを行った。」との答弁があった。

審査終了後の委員間討議では、「今日明日の話であればいいが、5年10年先では、いろんなもののコストをカットしておかないと、将来の人に何をやっていったのかということになる。そのためにしっかり計画を立てて、下川が持続的に存続するために自ら考え、自立して考えることが必要である。」、「公共施設等総合管理計画は、プライマリーバランスの黒字化を目指し、将来世代に負の遺産を残さないためにも重要な計画であり、総務省より要請を受けての今回の見直しを好機と捉え、理事者、課長等の全庁舎横断的なチームを作り、検討した上で、広く町民にも意見を求めていくべきである。」、「林業総合センターの除却に象徴されるように、町内公共施設のうち、外壁に木材を用いた施設の修繕、補修費用が毎年のように計上されている。今後は、施設の維持に向けた検討と課題の抽出を行うとともに、今後の町施設の設計に当たっては、建材、特に外壁の資材を選定する場合は、耐用年数や維持管理コスト、修繕費の想定についても慎重に検討するべきではないか。」との意見がありました。

これらの審査を踏まえて、当委員会としては、次の意見を付すものであります。

「将来を考えると、4、5年先は大変なことが想定されるので、与えられた役割として、次の世代の行政コストをチェックする機能として役割を果たすことを本旨に考える必要がある。今までの経緯・経過からすると、前期と同じぐらいのものを政策的に具体化していく必要があるべきである。」

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果について報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 53 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 53 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 3 議案第 54 号「令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 13 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 54 号 令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 13 号）について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今回は、第 13 回目の補正予算でありまして、緊急を要するもの、補助事業の採択によるもの、事務事業の確定及び見込み等に伴う補正であり、歳入歳出それぞれ 6 億 3,597 万円を追加し、総額を 62 億 1,046 万円とするものであります。

審査に当たり、総務課長などから、概要書、事項別明細書等により補正予算の説明を受け、その後、所管の課長などから説明を受けました。

総務課への質疑では、「コロナの影響で出張自粛していて、600 万円ぐらい減額している。自粛したことによって大きな影響があった事例は。」に対し、「特に顕著なものはない。Web 会議で代用したもの、細かいやり取りは文書で代用したものがある。」との答弁があった。

農林課への質疑では、「畜産・酪農収益力強化整備等特別事業は、農業振興基本条例改正時に議会で修正して従前の補助金とした事業であり、期待感もあって延長した。心配していたのが、過大な設備投資がプレッシャーになるのではとの思いもあったが、過大設備にしなければ良かったということがないということでよいか。また、以後、対象はないのか。」との問いに対し、「経営の心配はない。事業者は前向きにもの考えている。今回の事業者は将来的に楽しみな経営体になると思っている。また、今後の予定はなく、今後については条例どおり 5,000 万円が補助の上限となる。」との答弁があり、また、「乳価が下がっており、消費も落ち込んでいるが、下川は乳価のことで影響は出ているのか。」に対し、「乳価の下落傾向だが、国で保証金積み増ししており、極端に所得は落ちてはいない。下川で生産したものは加工乳であり、12 月から 1 月にかけて、メーカーと協議して増産態

勢を取っている。コロナが長引くと飲用が落ち、新たな展開はあると思う。牛を導入しないようにとの要請もあるかもしれない。非常に注意して見ていきたい。」と答弁があり、さらに、「農林課では三つの基金を持つことになる。基金の統合ではどのような考えで望んだのか。」に対し、「使い勝手ではまとまっている方がいい。寄附の関係上、使途の示し方もしていないといけない。基金でありながらも三つを決算で示し、従前の基金として管理していないといけないが、いつかの時点で統合された中での運用をしていく時期も来るかと思う。全体議論としてはこれからである。」との答弁であった。

保健福祉課への質疑では、「住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業で確認書を送っているが、受け取った人は自分が幾らあるのか自分で計算するのか。それとも源泉徴収票で分かるのか。」に対し、「確認書は非課税と分かっている人に送っている。家計急変世帯は確認書を送るものではなく、あくまで申請書による。収入が下がったことが分かる書類を出してもらおう。まずは1か月分を提出してもらおう。」との答弁がありました。

これらの審査を踏まえて、当委員会としては、次の意見を付すものであります。

「畜産・酪農収益力強化整備等特別事業に関して、畜産クラスターはこの事業をもって最後と考えているのであれば、引き続き関係機関と協議の上、万全のサポートを続けて行くべきである。」

「住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業については、誰一人取り残さないためにも、申請が遅れている住民に対して、職員が個々に当たるなどして、速やかに対象者全員に支給できるよう努力すること。」

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果について報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。これから、議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 54 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 4 議案第 61 号「令和 4 年度下川町一般会計予算」、日程第 5 議案第 62 号「令和 4 年度下川町下水道事業特別会計予算」、日程第 6 議案第 63 号「令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計予算」、日程第 7 議案第 64 号「令和 4 年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第 8 議案第 65 号「令和 4 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第 9 議案第 66 号「令和 4 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」及び、日程第 10 議案第 67 号「令和 4 年度下川町病院事業会計予算」を一括議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 61 号 令和 4 年度下川町一般会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

この予算の審査に当たっては、冒頭、副町長から、財政見通し、予算編成方針並びに新年度予算の概要について、それぞれ説明が行われました。

令和 4 年度の財政は、歳入の主要財源である地方交付税は 28 億 3,000 万円で、前年度当初より 1 億 5,000 万円、5.6%の増加となっています。

令和 4 年度の予算編成の基本方針によりますと、新型コロナ対策など、町民の安全や生活を守るための施策に万全を期すとともに、ポストコロナ社会、グリーン社会、地方回帰の機運など、時代の潮流を見据えた地方創生のまちづくりを強く意識したものであるとのことでありました。

予算編成は、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第 6 期総合計画に掲げる「2030 年における下川町のありたい姿の実現」と財政運営基準である「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」の黒字化を目指し、「第 6 期総合計画の着実な推進」、「効率的で効果的な行財政運営の推進」などを基本方針として、産業の振興、雇用の場の創出、人口減少対策、町民福祉の向上、教育環境の充実、安全で安心な暮らしの確保など、持続可能な財政運営とありたい姿の実現に向けた予算編成となっております。

その後、3 日間にわたって審査を行い、所管課ごとに担当課長などから推進施策・事業概要、事項別明細書などにより予算概要に取りまとめ、それに基づき説明を受けました。

その内容と質疑応答、そして意見などについて、事項別明細書も参照しながら、所管課ごとに報告します。

議会事務局及び監査委員事務局所管の施策では、情報提供・広聴広報活動の推進を推進

事業とし、監査委員費では、例月出納検査や定期監査等の適正実施を予算計上しています。

委員会での質疑において、局長などから、「広報広聴活動として井戸ばた会議の開催などを計画し、また、諮問会議の開催を6回予定している。」

また、監査委員事務局としては、「月例現金出納検査、決算審査、定期監査等の適正な実施に努める。」との説明がありました。

総務課所管の施策では、防災が令和3年度から総務課の所管となったことで、危機管理対策事業が計上されているほか、地域情報通信基盤整備事業、自治体DX推進事務、人材育成事業などの予算が計上されています。

委員会の質疑において、課長などから、「自治体DX推進計画が国で策定されている。住民の利便性の向上や行政の効率化を図り、人的資源をサービスの向上につなげる。」「自主防災組織は三つの公区で計画がある。引き続き、続けていきたい。毎年コンサルタントを入れてワークショップをしていたが、令和4年は防災マネージャーを中心に進めていきたい。」「CIO（情報統括役員）は現状でも副町長であり、RPA（業務自動化）は現状でも進めており、地域活性化企業人はCIO補佐官となるが、いないと進められないということではなく、少しずつ始めている。今年の夏頃までに標準仕様書が出るので、標準化された業務との違いを進めながらしていく。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「防災マネージャーが総務課に配置されたことから、有効に機能するよう期待する。」との意見がありました。

政策推進課所管では、広報誌発行事務、町史情報整理事務、SDGs普及展開事業、ふるさと納税促進事業、地域産業活性化支援事業、特用林産物栽培研究所運営事業などの予算が計上されています。

委員会の質疑において、課長などから、「町史情報整理事務については、情報収集等で2年間を予定しており、デジタル化としたい。」「SDGs普及展開事業は、町のホームページ上にバーチャル展示室を設けることを考えている。これからも継続して使えるものを考えている。」「地域産業活性化支援事業で、産業活性化支援機構のWEB広告は、フェイスブックやグーグルで実施しており、システムでの流入経路が追跡できる。特にフェイスブックは町内も含め参加者が多く、グーグルも検索ツールとしては効果がある。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「ふるさと納税促進事業でプロモーションを充実しており、外部委託により、いいことができる。ふるさと納税金額が上がることを期待する。」との意見がありました。

税務住民課所管では、地域サポート地域公共交通事業、宅配等事業、公区活動支援事業、墓地・火葬場施設等管理事業が計上されているほか、新規事業として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術推進事業が計上されています。

委員会での質疑において、主幹などから、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術推進事業については、犬は対象にしていない。猫は町内で事例があり対応した。飼い猫は飼い主の責任をもってしていただきたい。」「公区制度検討委員会は、令和3年中に開催しており、委員は9名。学識経験者として鈴木教授に入ってもらい、4回開催している。12月の公区長会議で検討の概要報告をしている。報告書の中では、公区の世帯規模を量的に出すことは難しく、また、公区長の委託料は業務量の違いから差を設けるべきで、今後の人口予

測から10年先を見据えた議論をすべきとの報告がされている。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「公区長の委託料として最高9万円ほど上がる。公区長の委託料を上げて解決する問題かは疑問がある。ほかにも方法があると思う。」との意見がありました。

保健福祉課所管では、地域福祉の充実、健康づくりの推進、生活習慣病予防、子ども子育て支援サービスの充実など、10項目を推進施策として、さらに、共生型住まいの場（ぬく森）の改修事業、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種、認定こども園改修事業などが推進事業として予算計上されています。

委員会など質疑において、課長などから、「認定こども園については、退職された方に代わり1名増員している。多様な保育ニーズといっても特別な資格を有しているわけではない。働き方も週に数日の人もいるため、その要望に応じていきたい。」「認定こども園の改修事業は、木の部分の改修である。排煙窓も内側が木の枠を張り付けている状態になっており、重さで変形しているため改修する。」「歯科診療については、特定の歯医者を紹介するという事はない。町全体ではこれからも検診はしていく。名寄市の開業医に来てもらうことになっている。今後は理事者と協議をして進めていくことになると思う。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「閉院された歯科医療施設を利活用するなど、町民のために歯科医師を確保できないか検討するべき。」との意見がありました。

山びこ学園の所管では、山びこ学園運営事業及び、グループホームういるの運営事業を推進施策として、快適な生活環境の確保及び維持、山びこ学園施設改修事業などが推進事業として予算計上されています。

委員会など質疑において、課長などから、「食材費は単価的に上がっている。令和4年度は70万円ほど増額計上している。」「処遇加算は、定期昇給がある場合は障がい者施設は対象にならないと言われている。」「職員確保のため、年が明けてから学校訪問をした。美深から剣淵までの学校と、旭川から札幌までの大学を回ったが、時期的に遅く採用に至らなかった。来年度は早めていきたい。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「正職員の確保に学校訪問を実施することで、その求人の思いは相手に伝わるものと思う。引き続き取り組んでもらいたい。」との意見がありました。

あけぼの園の所管では、あけぼの園、デイサービスセンター、生活支援ハウス等の管理運営に係る推進施策、生活管理指導短期宿泊事業、食の自立支援事業などが推進事業として予算計上されています。

課長などからは、推進施策及び推進概要に基づき説明がありました。

委員などから、「労働環境の改善を図りながら、本来必要とする人数の人材確保に努めるべき。」との意見がありました。

農業委員会及び農林課の所管では、農業分野において、総合的な農業施策、生産基盤の整備など、7つの推進施策、林業分野においては、循環型森林経営の推進、林業・林産業の振興、野生鳥獣被害の防止など、7つの推進施策があり、併せて14の推進施策として予算計上されています。

委員会での質疑において、課長などから、「農産物加工研究所は、事業再構築費用として実践型のコンサルティングを実施する。稼働率と販路の拡大を目指す。保存用の冷凍庫

は、昨年4月にコンプレッサーが壊れ、もう1台をつないでマイナス12℃までは冷やせるようにしているが、そこがまた壊れれば修繕不能となる。不安な状態で民間に引き継ぐこともできないため、改修を予定している。」「林産業事業承継緊急対策支援事業については、原材木確保の負担軽減が課題であり、円滑な事業承継のためにも今は緊急的な内容として提案させていただきたい。」「森林総合センター除却・整備補助事業は、林産業の中核的施設と位置づけて支援をする。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「事業承継は地域の問題。地域全体で顕在化している。条例など根拠を示しながら、後々誰が見ても理解の得られる内容にするべき。」「森林組合と連携を密にし、町が期待する役割もあるため、円滑に進めていただきたい。」との意見がありました。

建設水道課所管では、町のにぎわい空間の形成、快適な住環境の確保、地域の実情に合った除排雪体制の確立など、5つの推進施策と、さらに、錦町公衆トイレ除却事業、公営住宅等整備事業などが推進事業として予算計上されています。

委員会での質疑において、課長などから、「錦町の公衆トイレは5月以降の解体を予定している。」「流雪溝については協議をして、利用開始がこれまでの12月1日から11月15日へ変更となり、利用期間が延長されて利便性が改善された。管理委託料もその分増額をしている。」「教員住宅の整備は、予算要求と実施主体は教育課が行い、プロポーザルで建設をするが、その後は建設水道課が所管して管理をすることになる。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「流雪溝の取水口で凍って使用停止になる事案があった。まれなことだったが、気候も変わってきているので、知恵を絞って対策や対応に当たっていただきたい。」との意見がありました。

教育課所管では、小中学校教育の充実、下川商業高等学校への支援、生涯学習の振興、生涯スポーツの振興、芸術・文化の振興、文化財の保護・活用を推進施策として、予算計上されています。

委員会での質疑において、課長などから、「下川商業高等学校卒業生就学資金助成事業は、大学等へ進学する下川商業高校の卒業生の保護者の財政的な負担を軽減するため、北星信金の教育ローンに限り利子の助成をするもので、在学中から返済を始める人にも助成をする。1回に限り上限300万円、助成期間は5年間とした。」「小学校の算数セットは1、2年生しか使わない。寄附の話も受けてはいたが、急に集めても集まらないので、公費で1学年分をセットで購入して、学校で保管をして使う。購入を必要とする教材費は、町の補助は2分の1の補助とした考え方が多い。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「郷土資料等の文化財の説明は、現課長は学芸員も兼ねているので説明は詳しい。今後別の担当者に任せるのであれば、情報の引き継ぎをして、見に来てくれる人にしっかりと対応していただきたい。」との意見がありました。

各所管課からの説明及び質疑を終えた後、3月14日の理事者総括質疑において、「林産業事業承継緊急対策支援事業について」、「自治体DX推進計画について」、「下川商業高等学校卒業生就学資金助成事業及び、学校教材費等助成事業の負担のあり方について」、「中学校教員住宅整備事業におけるプロポーザルでの実施について」、「公共施設の管理について」等について質疑を行いました。

それぞれ理事者側からは、「林産業事業承継緊急対策支援事業について」として、「製材

業者が事業承継をすることを確認し、F S C 認証材を使用していることや財務が良好なことから、行政としては相談窓口の紹介などの支援を進めていたが、原木の高騰から、緊急的な対応として事業をまとめた。今後の同様な事案についてはケースバイケースとなる。今回の事案は町としては継続をしていただきたいという強い思いがあり、強い覚悟で臨んでいる。」との答弁がありました。

委員からは、「商店も大きな企業ではないが町にとっては欠かすことはできない。ケースバイケースとあったが、今後は「町民にとって暮らしやすい町」の視点も必要なのではないか。」との意見がありました。

「自治体DX推進計画について」として、「情報処理を駆使しながら、政府系の回線を進めていく。最高レベルの情報セキュリティが確保できると考える。窓口の手続を踏まえて、申請手続の簡素化につなげていく。派遣事業者とは守秘義務を締結する。DXに関わる人を採用していく。専門性を持った職員はいないので、アドバイスをいただきながら進めたい。」との答弁がありました。

委員からは、「デジタル人材派遣企業と協定を結ぶと思うが、守秘義務だけではなく、責任の所在を明らかにする必要がある。」との意見がありました。

「下川商業高等学校卒業生修学資金助成事業及び学校教材費等助成事業の負担のあり方について」として、「商業高校の存続を第一に考え、まずは少額の中で利子補給をしながら、卒業生進学の保護者に財政的な負担軽減をすることに至った。利子補給も学校選択の一つの魅力となりますし、継続していきたい。教材費の助成については、少しでも負担軽減を図っていく考えから、小学校では全学年2分の1の補助、中学校はジャージの補助をする。」との答弁がありました。

委員などから、「本町の金融機関は3者存在しており、対象機関を拡大すべき。」との意見に対し、「検討する姿勢を示したことに期待したい。」との意見がありました。

「中学校教員住宅整備事業におけるプロポーザルでの実施について」として、「教員住宅の整備をしていきたい。作業については建設水道課で手続をする。提案型の実施については、採用した事例は少ないが、デザイン・レイアウトの自由度は高い。仕様については一定条件を町から示したい。教員住宅としての位置づけなので、財源は過疎債を活用したい。」との答弁がありました。

委員からは、「資材が高騰している。事業費が想定を超えたときに、町の事業なら設計変更ができるが、民間の建物は質を落とすしかできない。そこは十分考えて進めていただきたい。」との意見がありました。

「公共施設の管理について」として、「維持をしていく上で、維持費が増大している。長寿命化とともにスクラップも考えていく。雨・風や雪により老朽が見られる施設もある。今は部分的に改修しつつ適宜点検をしながら大きな改修にならないように点検していきたい。外壁などを工夫しながら維持費を抑えつつ進めていきたい。」と答弁がありました。

委員からは、「デザインに重きを置きすぎて、下川の環境に適していない建物もあるように思う。適正な耐用年数が維持できるような施設にしなければならない。」との意見を付すものであります。

以上、審査の結果、当委員会としては、議案第61号については、原案どおり可決すべきものと決しましたので、議員各位の御協賛を申し上げ、審議の経過と結果について報告

といたします。

今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 62 号 令和 4 年度下川町下水道事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入、歳出をそれぞれ 3 億 7,628 万円とし、うち一般会計からの繰入金は 1 億 829 万円です。

第 2 条では、継続費の経費の総額及び年割額として総額 748 万円、第 3 条では、地方債の起債目的と限度額 1 億 3,790 万円を定め、第 4 条では、一時借入金の最高限度額を 5,000 万円と定めるものであります。

事業概要書 29 ページから、公共下水道の維持管理と整備の促進及び、合併処理浄化槽の維持管理と設置促進を推進施策として、浄化センター汚泥処理設備等改修工事、公営企業会計適用事業（下水道事業）、個別排水処理施設維持管理事業などを立案、予算計上しています。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては、議案第 62 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、報告といたします。

今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 63 号 令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入、歳出予算をそれぞれ 5 億 5,514 万円とし、うち一般会計繰入金は 170 万円です。

第 2 条では、継続費の経費の総額及び年割額として総額 15 億 5,539 万円、第 3 条では、地方債の起債目的と限度額 3 億 3,390 万円を定め、第 4 条では、一時借入金の最高限度額を 500 万円と定めるものであります。

事業概要書 29 ページから、水道施設の適正な維持管理、計画的な水道施設の整備を推進施策として、下川浄水場維持管理事業、一の橋浄水場維持管理事業、公営企業会計適用事業、新規事業として下川浄水場整備事業などを推進事業として立案し、予算計上しています。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により、浄水場の建設は 2 か年継続とし、新規の送水管は単年で工事を分けるが、既設とは別のルートとしたのは、漏水の際に試掘等の管理のしやすさを考慮した結果であり、既設の導水管は予備として埋設したままとし、施設はある程度自動制御となるとの説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては、議案第 63 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、報告といたします。

今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 64 号 令和 4 年度下川町介護保険特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、介護保険事業勘定の歳入、歳出予算をそれぞれ 5 億 240 万円、うち一般会計繰入金を 1 億 260 万円、基金繰入金は 688 万円です。

介護サービス事業勘定の歳入、歳出予算は、それぞれ 3 億 5,414 万円と定め、うち一般会計繰入金を 6,625 万円、基金からの繰入金を 100 万円としています。

第2条では、債務負担行為として、介護サービス事業勘定で限度額を201万円とし、第3条では、一時借入金の最高限度額を介護保険事業勘定で3,000万円、介護サービス事業勘定で3,000万円と定めるものです。

事業概要書12ページ、16ページから、予算概要では、介護予防等の円滑な取り組み、介護保険の運営及び、あけぼの園等の充実を推進施策として、介護予防・日常生活支援総合事業やあけぼの園短期入所生活介護事業、通所介護サービス事業などを予算計上したものであります。

審査に当たり、園長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により、衛生管理には今後も続けて運営を行い、ICT化についても年次で進め、また、夜間のオンコール代行を実施するなどの説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては、議案第64号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、報告といたします。

今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第65号 令和4年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、歳入、歳出予算それぞれ5億4,063万円、うち一般会計繰入金を4,336万円とし、第2条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

事業概要書12ページから、予算概要では、医療保険の運営を推進施策として立案、予算計上したものであります。

審査の結果、当委員会としては、議案第65号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、報告といたします。

今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第66号 令和4年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、歳入、歳出予算それぞれ6,674万円、うち一般会計繰入金を2,421万円としています。歳出には、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などが計上されています。

予算概要書12ページより、予算概要では、医療保険の運営を推進施策として立案、予算計上したものです。

審査の結果、当委員会としては、議案第66号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、報告といたします。

今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第67号 令和4年度下川町病院事業会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、病院事業会計の総則、第2条で、業務の予定量として、年間患者数を入院1万950人、外来1万7,000人とし、第3条で、収益的収入5億3,532万円、支出5億7,441万円を定め、第4条で、資本的収入4,302万円、支出4,606万円を定め、第5条で、一時借入金の限度額3,000万円、第6条で、予定支出の各項の経費の金額の流用を定め、第7条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第8条で、一般会計からの補助金を2億1,010万円、国民健康保険事業特別会

計からの繰入額 200 万円を定め、第 9 条で、棚卸資産購入限度額を 4,544 万円と定めています。

予算概要書 33 ページから、予算概要では、町立下川病院の充実を指針施策として立案、計上したものです。

事務長などから、「来年度に公立病院経営強化プランを策定するが、地方交付税の算定の方法の変更があり、特別交付税での 1 年間の最大使用病床数は 31 床となっている。」との説明がありました。

審査の結果、当委員会としては、議案第 67 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、報告といたします。

以上、議案第 61 号から議案第 67 号まで、一括で報告しました。

○議長（近藤八郎君） ただいま、予算審査特別委員長から報告がありましたが、これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 61 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

2 番 中田議員。

○2 番（中田豪之助君） ただいま、委員長より報告がありました、令和 4 年度一般会計予算の審議におきましては、理事者をはじめ、担当課職員の皆様、お疲れ様でした。御協力ありがとうございました。

特別委員会でも活発な審議が行われました。申すまでもなく、本町を取り巻く状況は厳しいものがあります。内には、少子化、高齢化、財源等々。外には、異常気象、コロナ、国際的な紛争とも無縁ではないことに気付かされました。ミサイルや地震も影響してくるかもしれません。かつてこんな言葉がありました、「作戦というものはただ考えればいいというものではない、準備や動員が伴って初めて完成する。」

本町もゼロカーボン、SDGs 未来都市、自治体デジタルトランスフォーメーション、地域共育ビジョン、公共施設維持管理計画等々、目標獲得のため様々な作戦があります。

軍も自治体も指揮官がいて、目標があって、戦略がある点では似ているといえます。予算は弾薬、食料といえるでしょう。

今日、予算が成立の運びとなり、これから一年、理事者、職員、議会、町民、心を一つに、目標の獲得に進むことを祈念いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第 61 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 61 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 62 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 62 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 63 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 63 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 64 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 64 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 65 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 65 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 66 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 66 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 67 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 67 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第 68 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

議案第 68 号を追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただいまから、事務局に議案第 68 号を配布させます。

ここで 10 分間、休憩いたします。

休 憩 午後 4 時 4 分

再 開 午後 4 時 1 2 分

（議案第 68 号 事務局配布）

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第 1 議案第 68 号「下川町地域優良賃貸住宅管理条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 68 号 下川町地域優良賃貸住宅管理条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、現在、元町団地に建設中であります木造 2 階建て一部平屋 1 棟 5 戸の公営住宅のうち、平屋建ての 1 戸につきまして、地域優良賃貸住宅として設定するため、新たに条例を制定するものであります。

本町では、下川町特定公共賃貸住宅管理条例を制定し、特定公共賃貸住宅を整備しておりますが、平成 19 年度に、法改正により特定優良賃貸住宅の制度と高齢者向け優良賃貸住宅の制度が一つに編成され、地域優良賃貸住宅制度となりました。平成 23 年度には、さらに、障がい者向け住宅制度、子育て世帯向け住宅制度、サービス付き高齢者向け住宅制度も新たに編成され、地域優良賃貸住宅制度として改正されております。

現在建設中の地域優良賃貸住宅は、平成 19 年度の制度編成以降に初めて整備される住宅でありまして、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び、地域優良賃貸住宅制度要綱に基づき整備されるもので、主に中堅所得者層のファミリー向けとして整備しているものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） それでは、議案第 68 号 下川町地域優良賃貸住宅管理条例につきまして、私から説明させていただきます。

この条例の提案につきましては、今定例会議に提案させていただきました、令和 3 年度一般会計補正予算におきまして、繰越明許費として設定させていただきました公営住宅整備事業につきまして、元町団地 C 棟整備に関わる給湯器の入荷が大幅に遅れ、入居できないことから、工期を 5 月 31 日までとして繰越明許の設定を行っておりましたが、先日、請負業者から、給湯器が 3 月中に入荷の見込みであり、4 月中の取付けが可能との報告があったことから、本条例を追加提案させていただいたものであります。

本案は、現在、元町団地に建設中であります木造 2 階建て一部平屋 1 棟 5 戸の公営住宅のうち、平屋建ての 1 棟につきまして、地域優良賃貸住宅として設定するため、新たに条例を制定するものであります。

現在の 2 階建て部分は、公営住宅として整備中であり、平屋建て部分が中堅所得者向けの地域優良賃貸住宅として整備中となっております。

2 階建て部分の 4 戸につきましては、さきの 12 月定例会議において、公営住宅管理条例の一部を改正し、給湯器が設置され次第、入居が可能となっております。

それでは、お手元に配布しております議案第 68 号説明資料を御覧ください。

現在、本町では、地域優良賃貸住宅の制度に基づきまして、この概要の左上の囲みにあります特定優良賃貸住宅、この制度に基づきまして、特定公共賃貸住宅…いわゆる特公賃を整備しております。特公賃は、平成 6 年に整備され始め、平成 15 年が最後の整備となりまして、制度が編成されました平成 19 年度以降、初めての住宅の整備となります。

平成 19 年度に特定優良賃貸住宅の制度と高齢者向け優良賃貸住宅の制度が一つに編成され、地域優良賃貸住宅となりました。その後、平成 23 年度には、さらに、障がい者向け住宅制度、子育て世帯向け住宅制度、サービス付き高齢者向け住宅制度も新たに編成され、地域優良賃貸住宅として整備されております。

建設中の住宅につきましては、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律に基づきまして整備されるものであり、主に中堅所得者のファミリー向けとして整備するものであります。

住宅の受け渡しについては、早ければ 4 月上旬、募集開始は 4 月中旬から開始し、5 月中旬からの入居を予定しております。

次に、お手元の議案第 68 号、議案書 77 ページの条例案に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、第 1 条は、趣旨です。

この条例は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき設定されておりますが、この法律は中堅所得者の住居促進に関する内容となっております、住宅の設置趣旨は中堅所得者向け住宅となっております。

第 2 条は、条例にある用語の定義となります。

第3条は、設置目的及び設置場所についてとなっております。

第4条から第11条は、入居に関する規定となっております。募集方法、公募を行わない例外規定、入居資格、入居申込、入居決定、入居手続、同居承認について定めております。

第12条から第17条までは、家賃に関する規定となっております。家賃決定・変更、納付方法、家賃の減額、減免・徴収猶予、毎年の所得による家賃の算定、所得の申告について定めております。

第18条から第19条までは、費用の負担に関わる規定となっております。修繕の負担区分、入居者の費用負担について定めております。

第20条から第24条は、入居者の保管義務について定めております。

第25条は、所得状況の請求について定めております。

第26条から第27条は、明渡し時の検査、明渡し請求についての定めであります。

第28条から第34条は、駐車場の使用についての規定となっております。

第35条は、入居中の立入検査の規定となっております。

第36条では、規則への委任を定めております。

最後の別表ですが、住宅の位置、家賃の設定について規定しております。家賃は7万3,300円と定めております。家賃算出方法につきましては、先ほどの議案第68号説明資料の裏面を御覧ください。

まず、基礎となります工事費についてですが、建設工事費と外構を含めます駐車場整備費、こちらを工事費として出しております。これは財源といたしましては、国費、地方債、一般財源となっております。

この家賃算出に必要な費用は、工事費から国費を抜いた部分が必要な費用となっております。この費用につきましては、1戸当たりの延べ面積で面積按分したものが1戸当たりの工事費となっております。この工事費に法律で定められた算出根拠を掛けまして、家賃が設定されるわけです。

そして、一番下の表になりますが、令和3年度の元町団地（C棟）1から5までありますが、C-1から4に関しましては公営住宅となっております。C-1がワンルーム、C-2から4につきましては、大きさは違いますが全て1LDKの住宅になっていて、これも公営住宅の規定で8分位に分けられております。

また、今回、地域優良賃貸住宅で設定するのはC-5となりまして、こちらにつきましては、制度に定められている収入分位が6分位に分かれております。このC-5の第6分位、7万3,300円が今回、条例として設定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 68 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 11 会議案第 15 号「ゼロカーボンシティしもかわ宣言の推進に関する決議」を議題といたします。
本案について、提案趣旨の説明を求めます。
提出者議員 1 番 齊藤好信 議員。

○1 番（齊藤好信君） 気候変動問題の解決は、現在の世代だけではなく、これから生まれる世代のために、何としても早期に解決を図らなければならない問題であります。しかし、気候変動による異常気象の問題は、長年にわたって警鐘が鳴らされてきたにも関わらず、地球温暖化の勢いに歯止めのかからない状況が続いております。

日本政府においても、2050 年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを達成し、脱炭素社会の実現を目指すとともに、2030 年度の削減目標について、2013 年度と比較して 46%削減することが示されたところです。

本町でも、本定例会議初日に、町長が「ゼロカーボンシティしもかわ」の宣言を行ったところであります。よって、本町においても地球温暖化の危機的状況を踏まえ、SDGs が目指す持続可能な社会の実現に向けて、実効性のある計画の策定と、施策及び事業の推進を積極的に進めていく必要があります。意思決定機関である当議会としても、町民及び町行政と連携し、未来の世代への責任を果たすため、「ゼロカーボンシティしもかわ」の実現に向けての取り組みを推進していくことを決意します。

以上、決議するものです。

議員各位の御協賛賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありました。これから会議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、会議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 12 会議案第 16 号「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5 番 我孫子洋昌 議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の設置に関する決議について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、中田豪之助 議員を賛成者議員として、私が提案者議員として提案するものです。

地球温暖化に伴う異常気象によって、被害が拡大の一途をたどっており、干ばつや森林火災、大雨による洪水が各地で頻発するとともに、海洋でも水温上昇や酸性化が進み、このまま温暖化が進むと陸地と海洋の双方で温室効果ガスの吸収能力の低下が懸念されるという悪循環も生じています。

現在のままでは、異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されており、気候は今、正に非常事態に直面しています。

昨年行われた、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議でも合意されたように、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を追求していかなければ、未来世代に豊かな地球を引き継ぐことが困難になることが懸念されます。

町長が「ゼロカーボンシティしもかわ」の宣言を行い、議会も「ゼロカーボンシティしもかわ宣言の推進に関する決議」を行ったことから、実効性のある脱炭素社会を実現できるよう推進・調査するため、特別委員会の設置を提案するものであります。

決議内容にありますとおり、特別委員会の名称は「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会」とし、地方自治法第 109 条及び下川町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき設置するものであります。

設置の目的は、脱炭素社会の推進に関する調査とし、委員会の構成は、議長を除く全議員による特別委員会とするものであります。

また、調査期間につきましては、「脱炭素の推進に関する調査」を終了するまでとするものです。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、お諮りいたします。
質疑、討論を省略し、直ちに採決をしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、これから会議案第16号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、会議案第16号は、原案のとおり可決されました。
本特別委員会は、議長を除く議員全員で設置されることに決定しましたので、ただいまから委員長及び副委員長を選出していただきます。
ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長（高屋鋪勝英君） お知らせいたします。
特別委員会委員は、応接室までお越しくくださるようお願いいたします。

休 憩 午後 4時30分

再 開 午後 4時32分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。
下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。
委員長には、1番 齊藤好信 議員。
副委員長には、4番 春日隆司 議員。
以上のとおり決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。
これをもって、令和3年下川町議会定例会3月定例会議を閉会といたします。

午後4時33分 閉会

○議長（近藤八郎君） ここで町長から申し出により、挨拶がございます。

○町長（谷 一之君） 本定例会議の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会議に御出席を賜り、今月7日の開会から本日までの会期中で、提案させていただきました議案におきまして、精力的に審査いただきましたところ、全ての議案をお認めいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。それぞれの議案における審査や委員長報告にて寄せられました御意見、御提言、さらに一般質問にて御示唆いただいた課題や問題提起、御提言などをしっかりと受け止め、来る新年度におきまして、誠実かつ丁寧に各事務事業の執行に当たってまいり所存でございます。

また、開会時の挨拶でもふれましたが、新型コロナウイルスに関する対応策につきましては、今後も気を緩めることなく、徹底した予防対策と啓発活動を図るとともに、町民の皆さんの暮らしを守り、安心して過ごすことのできる環境を作っていく所存でございます。

さらに、ゼロカーボンシティしもかわ宣言に対しまして、議会から推進の決議を頂いたことを大変うれしく思うとともに、強い決意の下で職員の意識を高めて政策形成を図ってまいり所存でございますので、議員各位及び町民の皆様には、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、今後とも公私ともに変わらぬ御指導と御示唆を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○事務局長（高屋鋪勝英君） それでは、引き続きまして、3月31日をもって退職されます、堀北事務長、中岡会計管理者、土本署長、今井課長から、申し出により、この場におきまして退職に当たり御挨拶をいただきます。

まず最初に、堀北事務長、お願いいたします。

○町立病院事務長（堀北忠克君） お忙しい中、貴重なお時間を割いていただきまして、大変ありがとうございます。

私は、昭和58年1月、下川町役場に奉職し、本年3月31日付けで39年3か月勤めました下川町役場を定年退職することとなりました。

まず、議長並びに議員の皆様には、在職中、大変お世話になり、無事勤めあげられたのは皆様のおかげだと思います。

今後は、引き続き再任用職員として働かさせていただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

最後に、今後とも御指導、ごべんたつを賜りたく、お願い申し上げます。誠にありがとうございました。

（拍手）

○事務局長（高屋鋪勝英君） 続きまして、中岡会計管理者、お願いいたします。

○会計管理者（中岡健一君） 長い会議期間を終わったばかりで、大変お疲れのところ、時間を頂きまして感謝いたします。

私、昭和 59 年 4 月に奉職しまして、それから 38 年間、この 3 月 31 日をもって定年退職することとなりました。

会計管理者という仕事柄、皆さんとこの場でいろいろ議論、討論等をするにはほとんどなかったわけではありますが、それでもこのような大変活発な討議の場に居られたということは、大変勉強になりました。

今後は、一町民として、また皆様方と関わることもあろうかと思われませんが、その時は今まで同様よろしく願いたします。

最後になりましたけど、議員皆様の御健勝、御活躍、下川町議会のますますの発展を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが挨拶と代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍 手)

○事務局長（高屋鋪勝英君） 続いて、土本署長、願いたします。

○消防署長（土本繁美君） 本日は、このような機会を頂きまして、誠にありがとうございます。定年退職を迎えるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

町議会議員の皆様には、これまで消防行政の円滑な推進に格別の御指導、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

私ごと、昭和 58 年 1 月 1 日に上川北部消防事務組合に派遣を命ぜられまして、39 年 3 か月の間、消防人といたしまして町民の皆様方の生命、財産を守る仕事に就かさせていただきましたことに感謝を申し上げます。

今日まで大過なく勤めさせていただきましたのも、ひとえに議員の皆様方の一方ならぬ御厚情のたまものと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、ロシアのウクライナ侵攻が起こるなど、世の中は大変な状況となっておりますが、下川消防署は新しい体制となりますけれども、職員一同は消防使命の達成に向けて、町民の皆様方の安全安心を守るため、最善を尽くしてまいりたいと思っておりますので、引き続き議員の皆様方の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様方の今後ますますの御活躍と御健勝を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私からのお礼の御挨拶とさせていただきます。長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

(拍 手)

○事務局長（高屋鋪勝英君） 最後に、今井課長、願いたします。

○教育課長（今井真司君） 本会議が終わり、お疲れのところ、私のために貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、私は、この 3 月 31 日をもって、一身上の都合で退職させていただくことにな

りました。

平成2年4月に下川町役場に採用となり、若い頃から今日に至るまで、議員の皆様には多大な御指導を頂きましたことを感謝申し上げます。

公務員として、特にこの議会で経験したことは、私の人生にとって何ものにも代えがたい財産だと思っております。この経験を今後にかすとともに、場所は変わっても皆様に御恩返しができるよう頑張っていきたいと思っております。

これまで本当にありがとうございました。お世話になりました。

(拍手)

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして散会いたします。大変御苦労さまでございました。